

確認申請書（建築物）

手数料欄	
一括請求払い	現金払い
請求先：	

（第一面）

建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。また、申請にあたって、一般財団法人神奈川県建築安全協会確認検査業務約款を遵守することを誓約します。

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 様

令和 5 年 11 月 20 日

申請者氏名 株式会社インスパイアホームズ 代表取締役 高橋 祐一

代表となる設計者氏名 株式会社アトリエT.A一級建築士事務所 石川 諒

※以下は記入しないでください。

受付年月日	令和 年 月 日	係員氏名	
受付番号			
消防関係同意欄 <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 通知	消防受付欄	消防決裁欄	建築確認決裁欄
確認済証交付年月日	令和 年 月 日	係員氏名	
確認済証番号			
区分 第6条第1項(<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号)		瑕疵保険 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定	
		処理期限 月 日	

建築主等の概要

【1.建築主】

【イ.氏名のフリガナ】 カブシキガイシャインスパイアホームズ ダイヒョウトリシマリヤク タカハシユウイチ
 【ロ.氏名】 株式会社インスパイアホームズ 代表取締役 高橋 祐一
 【ハ.郵便番号】 233-0002
 【ニ.住所】 神奈川県横浜市港南区上大岡西2-2-12 MKフロントビル503
 【ホ.電話番号】 045-374-3837

【2.代理者】

【イ.資格】 (一級)建築士 (大臣)登録第 356498 号
 【ロ.氏名】 石川 諒
 【ハ.建築士事務所名】 (一級)建築士事務所 (神奈川県)知事登録第 18303 号
 株式会社アトリエT.A一級建築士事務所
 【ニ.郵便番号】 231-0023
 【ホ.所在地】 神奈川県横浜市中区山下町112-3 ポートタワー盛徳602号室
 【ヘ.電話番号】 045-319-4975

【3.設計者】

(代表となる設計者)

【イ.資格】 (一級)建築士 (大臣)登録第 356498 号
 【ロ.氏名】 石川 諒
 【ハ.建築士事務所名】 (一級)建築士事務所 (神奈川県)知事登録第 18303 号
 株式会社アトリエT.A一級建築士事務所
 【ニ.郵便番号】 231-0023
 【ホ.所在地】 神奈川県横浜市中区山下町112-3 ポートタワー盛徳602号室
 【ヘ.電話番号】 045-319-4975

【ト.作成又は確認した設計図書】 設計図書一式(構造図書を除く)

(その他の設計者)

【イ.資格】 (二級)建築士 (東京都知事)登録第 84382 号
 【ロ.氏名】 三枝 信行
 【ハ.建築士事務所名】 (二級)建築士事務所 (東京都)知事登録第 16057 号
 kou-plus株式会社 二級建築士事務所
 【ニ.郵便番号】 164-0001
 【ホ.所在地】 東京都中野区中野5丁目3-25-1F
 【ヘ.電話番号】 03-5942-5744

【ト.作成又は確認した設計図書】 構造図書一式

【イ.資格】 ()建築士 ()登録第 号
 【ロ.氏名】
 【ハ.建築士事務所名】 ()建築士事務所 ()知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

【イ.資格】 ()建築士 ()登録第 号
 【ロ.氏名】
 【ハ.建築士事務所名】 ()建築士事務所 ()知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ.氏名】
 【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付 第 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ.氏名】
 【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付 第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏 名】
【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付 第 号
【イ.氏 名】
【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付 第 号
【イ.氏 名】
【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付 第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ.氏 名】
【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付 第 号
【イ.氏 名】
【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付 第 号
【イ.氏 名】
【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付 第 号

【4.建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏 名】
【ロ.勤 務 先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所 在 地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏 名】
【ロ.勤 務 先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所 在 地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏 名】
【ロ.勤 務 先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所 在 地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏 名】
【ロ.勤 務 先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所 在 地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【5.工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ.資 格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 356498 号
【ロ.氏 名】 石川 諒
【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (神奈川県) 知事登録第 18303 号
株式会社アトリエT.A一級建築士事務所
【ニ.郵便番号】 231-0023
【ホ.所在地】 神奈川県横浜市中区山下町112-3 ポートタワー盛徳602号室
【ヘ.電話番号】 045-319-4975
【ト.工事と照合する設計図書】 設計図書一式

(その他の工事監理者)

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【6.工事施工者】

【イ.氏名】 代表取締役 小島 啓志

【ロ.営業所名】 建設業の許可(神奈川県知事) 第 般-3 089001 号

株式会社スケッチライフスタイルワークス

【ハ.郵便番号】 248-0014

【ニ.所在地】 神奈川県鎌倉市由比ガ浜4-2-11由比ガ浜店舗 1F

【ホ.電話番号】 0467-55-5716

【7.構造計算適合性判定の申請】

申請済 ()

未申請 ()

申請不要

【8.建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 ()

未提出 ()

提出不要 ()

【9.備考】

【建築物等の名称又は工事名】

【名称のフリガナ】

【名称】 横浜市港南区芹が谷二丁目新築工事

【11.延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	
【イ.建築物全体】	(95.72)	()	(95.72)	m ²
【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	()	m ²
【ハ.エレベーターの昇降路の部分】	()	()	()	m ²
【ニ.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	()	m ²
【ホ.認定機械室等の部分】	()	()	()	m ²
【ヘ.自動車庫等の部分】	(8.64)	()	(8.64)	m ²
【ト.備蓄倉庫の部分】	()	()	()	m ²
【チ.蓄電池の設置部分】	()	()	()	m ²
【リ.自家発電設備の設置部分】	()	()	()	m ²
【ヌ.貯水槽の設置部分】	()	()	()	m ²
【ル.宅配ボックスの設置部分】	()	()	()	m ²
【ヲ.その他の不算入部分】	()	()	()	m ²
【ワ.住宅の部分】	(87.08)	()	(87.08)	m ²
【カ.老人ホーム等の部分】	()	()	()	m ²
【ヨ.延べ面積】		87.08	m ²							
【タ.容積率】		145.72	%							

【12.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】	1
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】	0

【13.建築物の高さ等】

(申請に係る建築物)	(他の建築物)		
【イ.最高の高さ】	(9.385)	()	m
【ロ.階数】	地上	(3)	()
	地下	(0)	()
【ハ.構造】	木造(在来工法)						
【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無						
【ホ.適用があるときは、特例の区分】	<input type="checkbox"/> 道路高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 隣地高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 北側高さ制限不適用						

【14.許可・認定等】

【15.工事着手予定年月日】 令和6年1月15日

【16.工事完了予定年月日】 令和6年6月15日

【17.特定工程工事終了予定年月日】

(第 1 回)	令和6年2月15日	(基礎配筋完了時)
(第 2 回)	令和6年3月15日	(全軸組緊結完了時)
(第 回)	令和 年 月 日	()

【18.その他必要な事項】

【19.備考】

住宅用火災警報器

建築物別概要

【1.番号】 1

【2.用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅
(区分 08490) 自動車車庫

【3.工事種別】

新築
 増築
 改築
 移転
 用途変更
 大規模の修繕
 大規模の模様替

【4.構造】 木造(在来工法)

【5.主要構造部】

耐火構造
建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)
その他

【6.建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
その他
建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7.建築基準法第61条の規定の適用】

耐火建築物
延焼防止建築物
準耐火建築物
準延焼防止建築物
その他
建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8.階数】

【イ.地階を除く階数】	3
【ロ.地階の階数】	0
【ハ.昇降機塔等の階の数】	0
【ニ.地階の倉庫等の階の数】	0

【9.高さ】

【イ.最高の高さ】	9.385 m
【ロ.最高の軒の高さ】	8.359 m

【10.建築設備の種類】 電気、ガス、給排水、換気、住宅用火災警報器

【11.確認の特例】

【イ.建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
--	----------------------------	---------------------------------------

【ロ.建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
------------------------------------	----------------------------	---------------------------------------

【ハ.建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

【ニ.認定型式の認定番号】

【ホ.適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ
建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ.認証型式部材等の認証番号】

【12.床面積】		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	
【イ.階別】	(F3 階)	(28.05)	()	(28.05)	m ²
	(F2 階)	(32.60)	()	(32.60)	m ²
	(F1 階)	(35.07)	()	(35.07)	m ²
【ロ.合計】		(95.72)	()	(95.72)	m ²

【13.屋根】 コロニアル葺(NM-2093)

【14.外壁】 防火サイディング張り(QF045 BE-9226) 屋内側:PB15mm(小屋裏含)

【15.軒裏】 繊維混入ケイ酸カルシウム板 α 14(QF045 RS-0084) +換気役物

【16.居室の床の高さ】 561 mm

【17.便所の種類】 水洗

【18.その他必要な事項】

【19.備考】

(第五面)

建築物の階別概要

【1.番号】	1		
【2.階】	F3		
【3.柱の小径】	105		
【4.横架材間の垂直距離】	2,371 mm		
【5.階の高さ】	mm		
【6.天井】			
【イ.居室の天井の高さ】	2,200 mm		
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【7.用途別床面積】			
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(28.05) m ²
【ロ.】	()	()	() m ²
【ハ.】	()	()	() m ²
【8.その他必要な事項】			
【9.備考】			

(第五面)

建築物の階別概要

【1.番号】	1		
【2.階】	F2		
【3.柱の小径】	105		
【4.横架材間の垂直距離】	2,616 mm		
【5.階の高さ】	2,721 mm		
【6.天井】			
【イ.居室の天井の高さ】	2,300 mm		
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【7.用途別床面積】			
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(32.60) m ²
【ロ.】	()	()	() m ²
【ハ.】	()	()	() m ²
【8.その他必要な事項】			
【9.備考】			

(第五面)

建築物の階別概要

【1.番号】	1			
【2.階】	F1			
【3.柱の小径】	105			
【4.横架材間の垂直距離】	2,465 mm			
【5.階の高さ】	2,570 mm			
【6.天井】				
【イ.居室の天井の高さ】	2,200 mm			
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】			<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【7.用途別床面積】				
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(26.43)	m ²
【ロ.】	(08490)	(自動車車庫)	(8.64)	m ²
【ハ.】	()	()	()	m ²
【8.その他必要な事項】				
【9.備考】				

建築物独立部分別概要

【1.番号】 1

【2.延べ面積】 m²

【3.建築物の高さ等】

【イ.最高の高さ】 m

【ロ.最高の軒の高さ】 m

【ハ.階数】 地上() 地下()

【ニ.構造】

【4.特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

【5.構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6.構造計算に用いたプログラム】

【イ.名称】 スペースドルフィン (STRDESIGN V18-00)

【ロ.区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム

(大臣認定番号)

その他のプログラム

【7.建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

()

【8.備考】

委任状

【代理者】

【資格】 (1 級) 建築士 (大臣) 登録第 356498 号
【氏名】 石川 諒
【建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 神奈川県) 知事登録第 18303 号
株式会社アトリエT.A一級建築士事務所
【郵便番号】 231-0023
【所在地】 神奈川県横浜市中区山下町112-3 ポートタワー盛徳602号室
【電話番号】 045-319-4975

上記の者を代理人と定め、下記の建築物等についての建築に関する法令の規定による申請手続を委任する。

【地名地番】 神奈川県横浜市港南区芹が谷二丁目1073番52
【主要用途】 一戸建ての住宅
【工事種別】 新築 増築 改築 移転 用途変更
 大規模の修繕 大規模の模様替
【申請の区分】 確認申請手続 確認済証受取
 建築工事届提出
 中間検査申請手続 中間検査合格証受取
 完了検査申請手続 検査済証受取
 取下・取止届提出
 計画変更確認申請
 名義変更届 地番変更届
 軽微な変更届 誤記訂正届
 現場検査立会 検査追加説明書
 住宅金融支援機構設計検査申請手続
 住宅金融支援機構現場検査申請手続

令和 5 年 11 月 20 日

【委任者】

【氏名のフリガナ】 カブシキガイシャ インスパイアホームズ タビョウトリシマリヤ カハシ ムウイチ
【氏名】 株式会社インスパイアホームズ 代表取締役 高橋 祐一 印
【郵便番号】 233-0002
【住所】 神奈川県横浜市港南区上大岡西2-2-12 MKフロントビル503
【電話番号】 045-374-3837

専用住宅			
横浜市港南区芹が谷二丁目新築工事			
	無し	天井裏等の建材	F☆☆☆☆以上(JAS)
	0.5回/h以上		

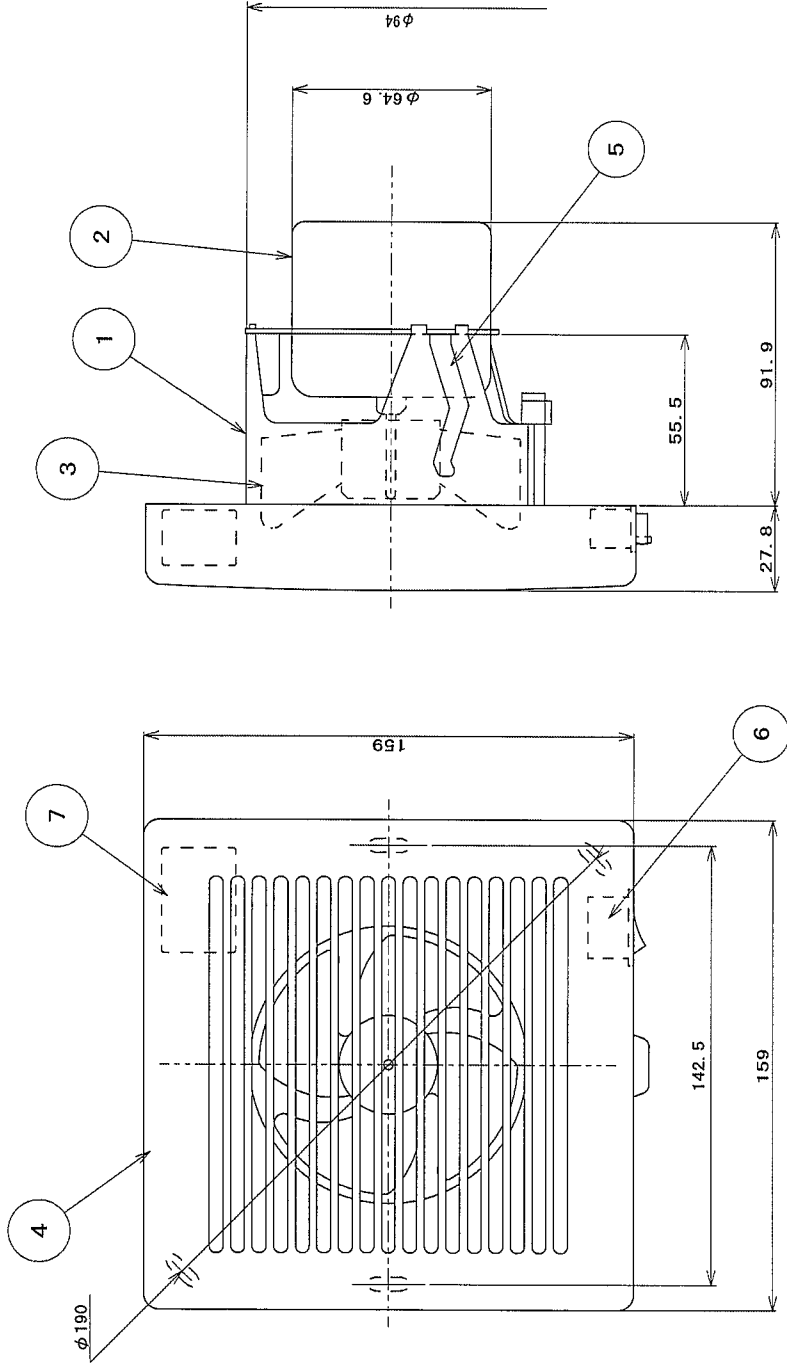
LDK

室名 (床面積)	内装の仕上の部分	(規制対象外) F☆☆☆☆ F☆☆☆ F☆☆	使用材料 (記号)
ホ 1階 玄関	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ S U
1階 ホール	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U
1階 階段	天井 壁 床 階段	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U
1階 洋室	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U
1階 洗面脱衣室	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U
2階 LDK	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U
2階 階段	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U
2階 トイレ	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U
3階 ホール	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U

室名 (床面積)	内装の仕上の部分	種別 (規制対象外) F☆☆☆☆ F☆☆☆ F☆☆	使用材料 (記号)
3階 洋室1	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U
3階 洋室2	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U
3階 階段	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U
3階 トイレ	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U
	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U
	天井 壁 床 建具	F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆ F☆☆☆☆	EQJ EQJ AQB U

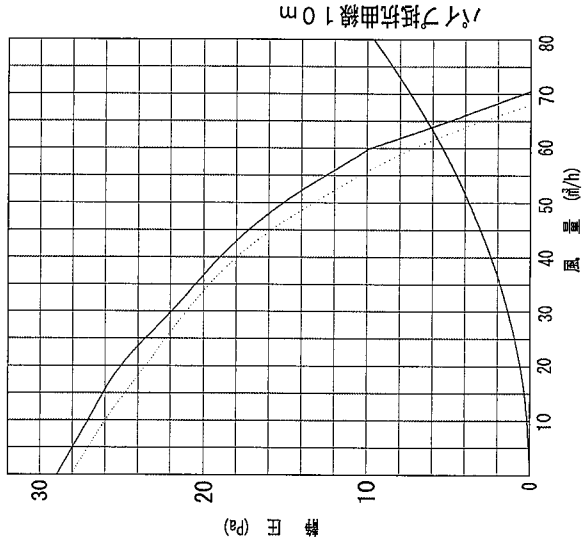
建築材料記号一覧

A: 構造用合板 (JAS)	F: クッションフロア (JIS)
B: 木質系フローリング (JAS)	T: 畳 (JAS)
C: 構造用パネル (JAS)	J: ビニールクロス (JIS)
D: パーティクルボード (JAS)	Q: 接着剤 F☆☆☆☆
U: 大臣認定ユニット製品	S: その他



前二風量特性曲線

50Hz
— 60Hz



パンプ曲線103

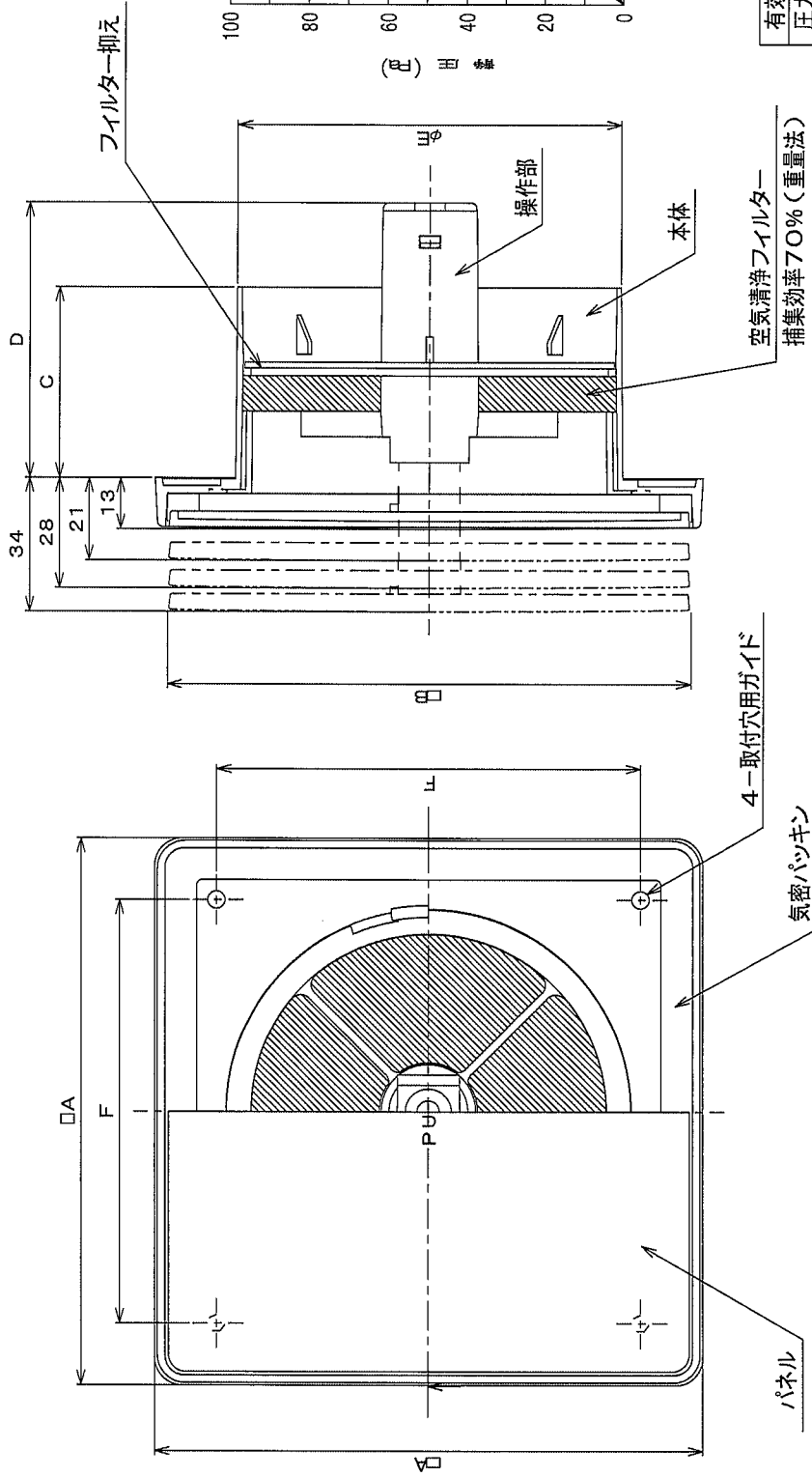
特性表

KP-08DS	周波数 (Hz)	消費電力 (W)	風量 (m ³ /h)	騒音 (dB)	質量 (kg)
	定格電圧100V	50	1.8	68	22
	60	2.2	70	24	

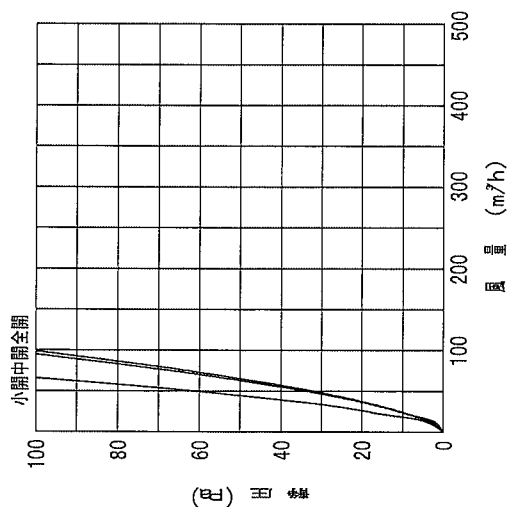
計測はJIS C9603による

一級建築士第356498号 石川 諒

番号	部品名	材質	仕様	その他
1	フレーム	P.P		
2	モーター			E種絶縁 (電用品安全法)
3	羽根	P.P		フロタ
4	グリル	ABS		
5	取り付け金具 (ハネ)	ハネ用ステンレス鋼板		
6	スイッチ			
7	連結端子	ユリア樹脂		
タイプ用ファン (排気)		型名		
		KP-08DS (本体スイッチ付)		
尺		NTS		
度		バクマ工業株式会社		



圧力損失曲線



有効開口面積 (cm²)	小開	中開	全開
圧力損失係数 (ξ)	12.8	16.5	17.0
	25.5	13.8	12.4

型番	寸法	A	B	C	D	E	F
REPD-100JF		139	132	48.5	70	98	108

一級建築士第356498号 石川諒

材質 ABS樹脂(ホワイト)

日付 平成27年4月3日

承認 検図 製図 設計

樹脂製プッシュレジスタ

品名 REPD-100JF

操作部脱着式・空気清浄フィルター付

NTS

バクマ工業株式会社

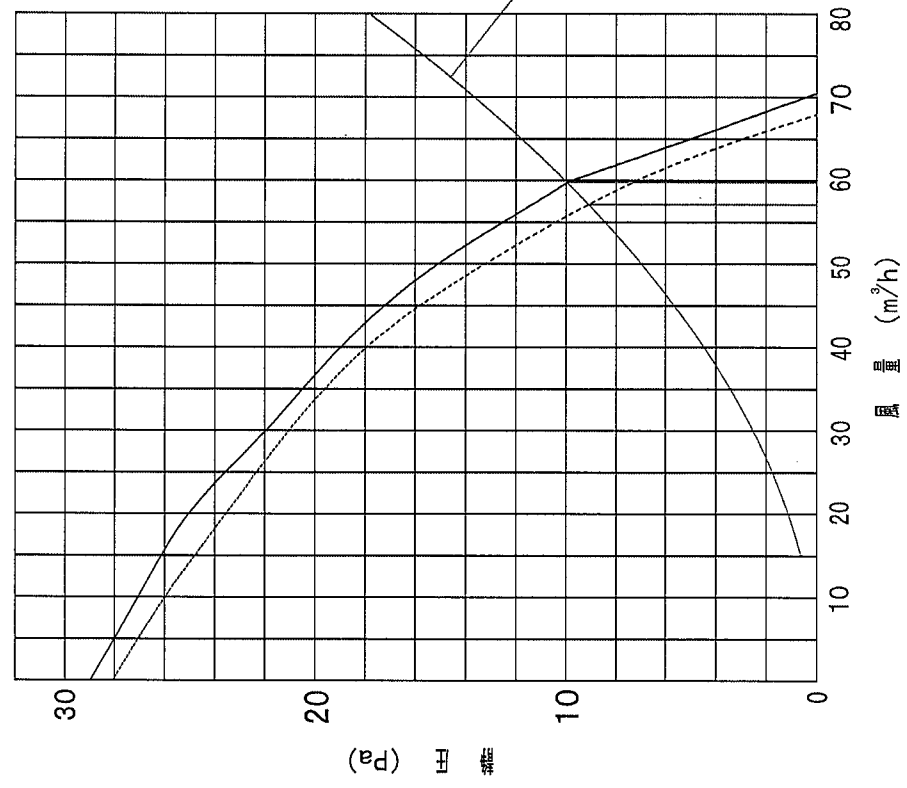
使用機種

パイプ用ファン	換気口
KP-08 (D) (DS)	TRD-100SM-T

条件 換気口圧損係数 ζ 3.65 (m³/h)

静圧-風量特性曲線

— 60Hz
- - - 50Hz



条件 (パイプ長)	50Hz	60Hz
0.3m	57.1	59.8

※塩化ビニール管

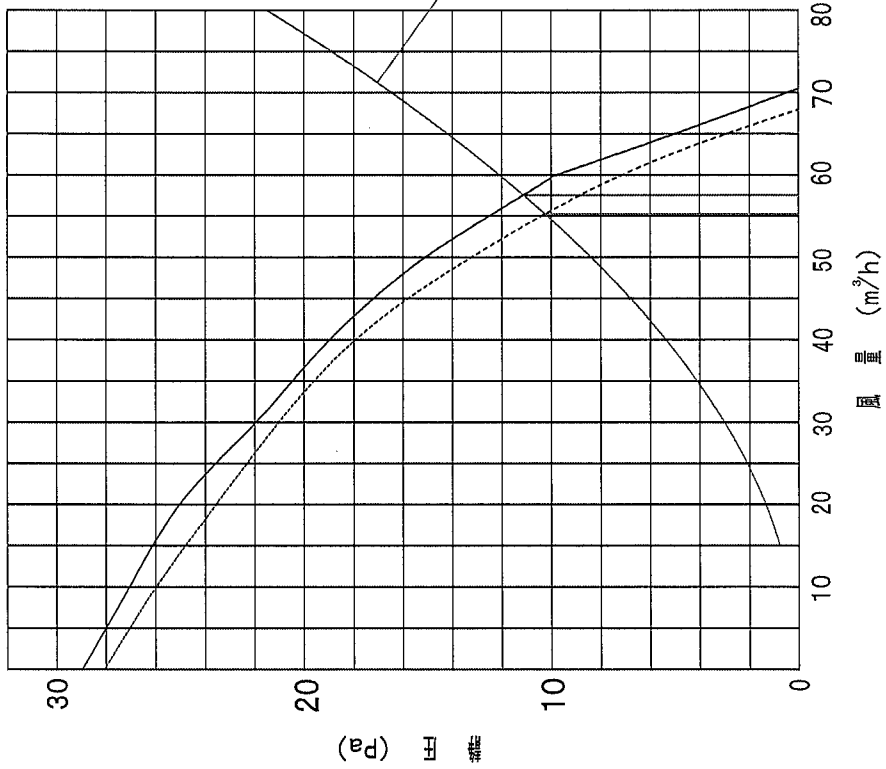
使用機種

パイプ用ファン	換気口
KP-08(D)(DS)	TRD-100SM-T

条件 換気口圧損係数 ζ 3.65 (m³/h)

静圧-風量特性曲線

— 60Hz
- - - 50Hz



条件 (パイプ長)	50Hz	60Hz
3.0m 曲 1	55.2	57.5

※塩化ビニール管

特性表

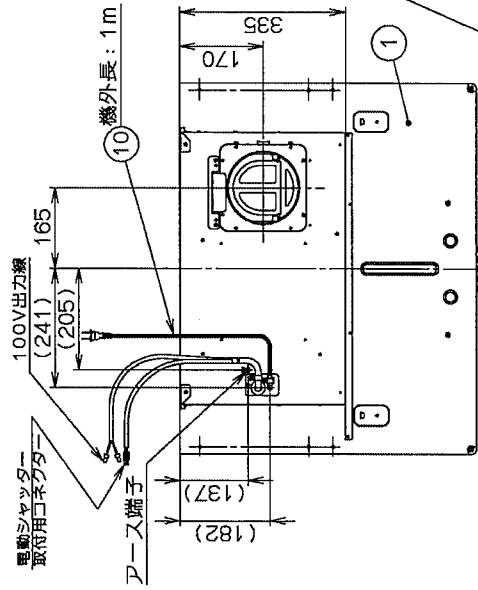
型名	定格電圧 (V)	ノック	起動電流 (Hz)	消費電力 (W)	風量 (m³/h)	騒音 (dB)	製品質量 (kg)	
ZRS60ABM20FCR	100	中	50	105	520	42.0	4.7	
ZRS75ABM20FSR			60	125	500	43.0	4.6	
ZRS90ABM20FCR			50	60	330	—	37	13.0
		弱	60	61	300	—	35	13.5
			50	29	180	—	23	
			60	29	160	—	22	

電機構造形式 4極コンタクト付 誘起電動機
 総線抵抗 (500Vタガ) 10MΩ以上
 電圧 AC1000V
 1分間
 絶縁区分 E種
 風量値はJIS C9608 チヤント付による

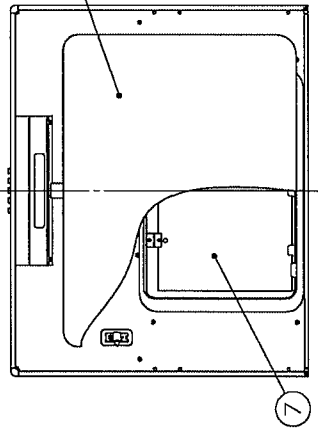
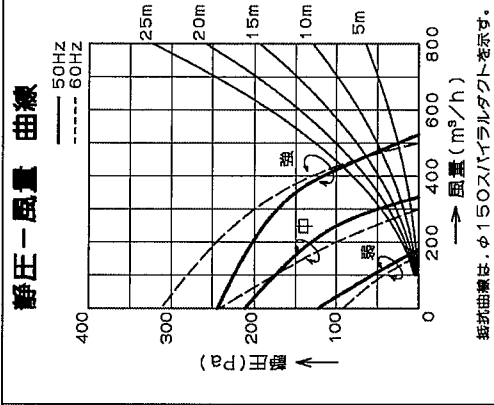
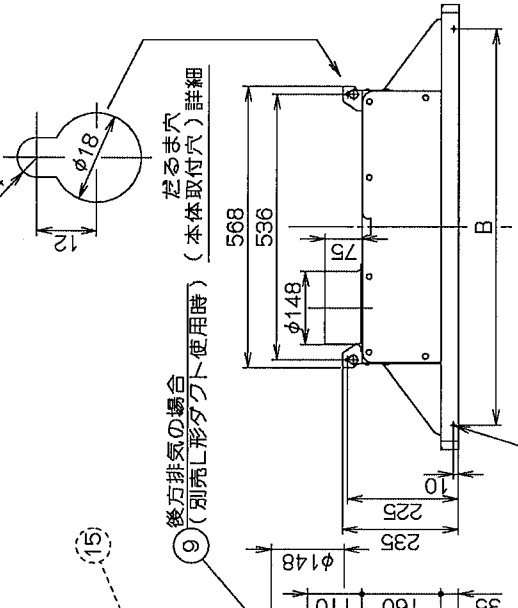
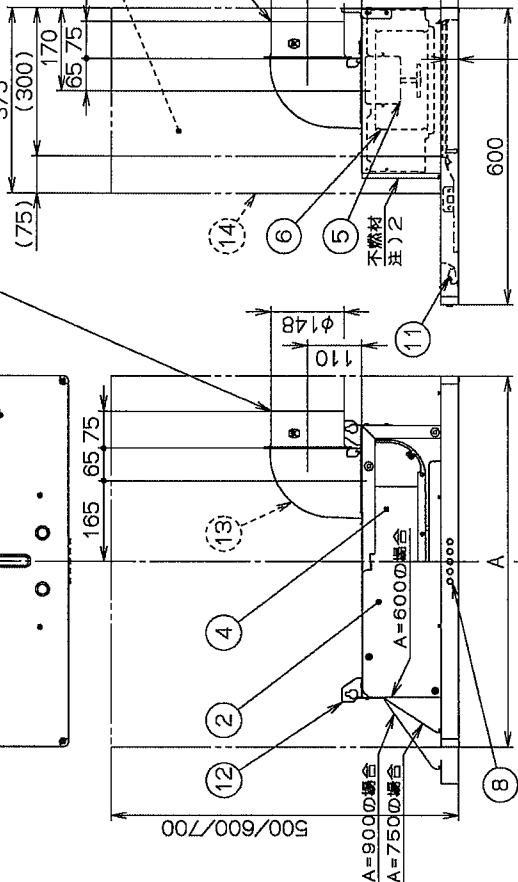
付属品
 座付ねじシルバー (φ4.8x45) ----- 2本
 ※Sに付属
 座付ねじブラック (φ5.1x45) ----- 2本
 ※Cの場合：4本
 ソフトテープ ----- 1本

主要部品名

品番	部品名	材質	表面処理	色調
1	フード本体	亜鉛めっき鋼板	フッ素塗装	表裏両面による
2	本体	亜鉛めっき鋼板		表裏両面による
3	整流板	亜鉛めっき鋼板	フッ素塗装	表裏両面による
4	ケーシング	亜鉛めっき鋼板		表裏両面による
5	モーター	4極コンタクト付 誘起電動機		
6	ファン	亜鉛めっき鋼板 (シリコックファン)		
7	フィルター	繊維/メッシュ/フィルター1層 (ワンスクリーン仕上: プラック)		
8	スイッチ	押しボタン式スイッチ (切、強、中、強、弱明)		
9	排気口	亜鉛めっき鋼板 逆風防止シャッター付		※別売品
10	照明装置	プラグ付ヒューズ形LED照明 (LED素子3個・75mmφ・20℃ 2極差込プラグ)		※別売品
11	電源コード	LED照明 (昼白色) 消費電力3W (LED素子1個、夏期用電線)		※別売品
12	足金具	亜鉛めっき鋼板		※別売品
13	L形ダクト	亜鉛めっき鋼板		※別売品
14	棒板	C: 亜鉛めっき鋼板 S: ガーニッシュ	フッ素塗装	※別売品
15	横棒板	C: 亜鉛めっき鋼板	フッ素塗装	※別売品



側方排気の場合 (別売L形ダクト使用时)



製品下端から
 フィルター下端まで

品名

800	ZRS90ABM20FCR	C7ラックメタリック
900	ZRS90ABM20FSR	シルバーメタリック(Sメタリック)
650	ZRS75ABM20FCR	C7ラックメタリック
750	ZRS75ABM20FSR	シルバーメタリック(Sメタリック)
500	ZRS60ABM20FCR	C7ラックメタリック
600	ZRS60ABM20FSR	シルバーメタリック(Sメタリック)

注) 1. 本図は右(R)排気を示す。
 2. 不燃材は、別売品化粧幕板取付フレームに付属。

仕様

機種	ZRS(60/75/90)ABM20F(S/C/R)
A寸法	1:10
B寸法	2020/5/27
名称	フラットスリムレンジフード

クリナップ株式会社

建築設備標準図

設備関係特記事項

◆設備関係省庁等調整

電気、ガス、給排水衛生、非常照明、換気、排煙、空調、消防、昇降機設備等の各建築設備は関係省庁等と事前に協議、調整し、それぞれの基準に沿った内容であることを再確認の上、遺漏無きよう施工する。

◆建築設備（昇降機を除く）の構造方法

建築設備の構造方法は特記なき限り原則として「建築設備耐震設計・施工指針」によるものとする。

◆建築設備標準図（添付した場合）

建築設備標準図は各設備工事の標準的配管、配置、引込法、その他必要な標準的工法例を示しており、平面断面配置形状は当該物件と異なるが原則として特記なき限り、当図の工法を採用するものとする。

建築設備標準図は設備一般図の代替として現場での軽微な調整をする場合に運用しやすくするため、設備配管等の系統仕様をまとめたものである。

建築設備標準図に記入されている場合も当物件に採用されない設備及び接続形態の場合はその部分は採用されない。

◆延焼線内の換気孔

特記なき限り、延焼線内の換気孔で開口面積100cm²以内の換気孔は鉄板、铝板その他これらに類する材料で作られた防火覆いとする。

◆換気設備

換気設備の能力の選定については、ダクト等による圧力損失を考慮した静圧を確保できる余裕を持って選定する。

◆給排水設備

給排水設備の構造は建築基準法施行令に基づく衛生上の規定に準じると共に告示1390号、告示1597号、に定められた安全基準による。

排水管の口径と傾斜についてはSHASE-S206の基準により算定する。ただし、市町村により別に定めがある場合はそれに従う。

排水設備の構造については、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条の基準によるものとする。

各給水装置の構造及び材質については水道法施行令（昭和32年政令第366号）第5条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）の基準によるものとする。

◆給湯設備の設置にあたっては、平成12年建設省告示第1388号第五の規定によるものとする。

◆電気設備

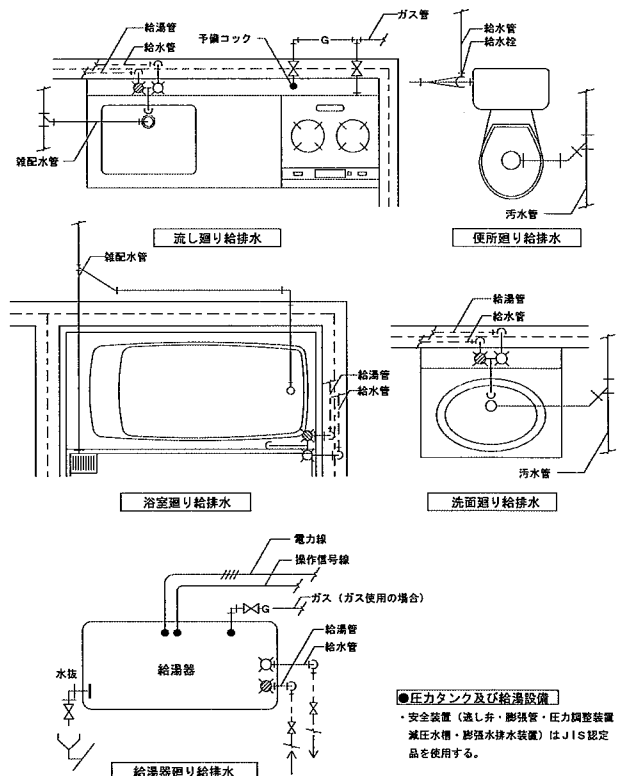
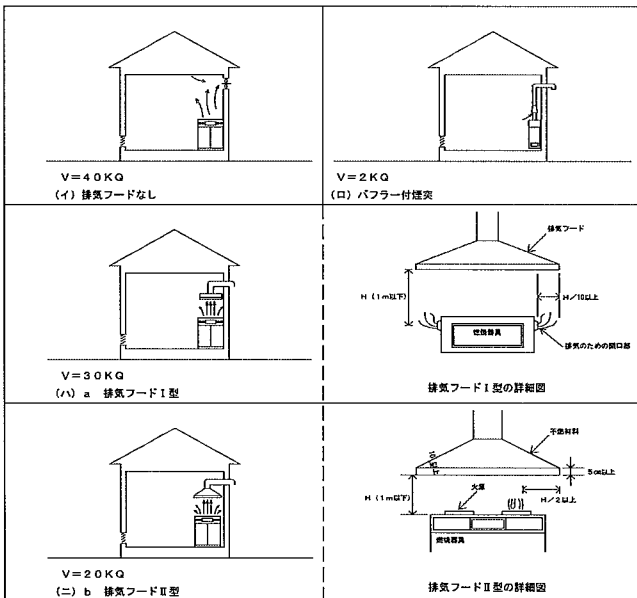
電気設備工事については原則として、「電気事業法第39条第1項及び第56条第1項で定める電気設備に関する技術基準を定める省令」の規定に基づき計画、施工する。

火を使用する設備の換気 $V = NKQ$

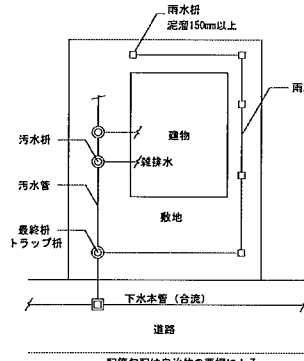
参考 $V = 40KQ$ 又は $V = 30KQ$ の選択

*理論排気量 (K) 都市ガス、LPガス : 0.93m³/kw・h

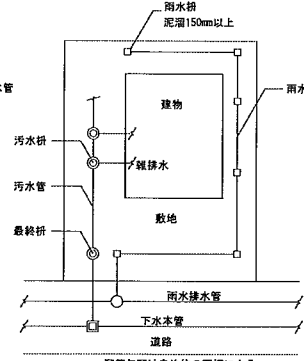
*燃料消費量 (Q) ガスコンロ : 標準 (3口) 9.6kw 最大 12kw



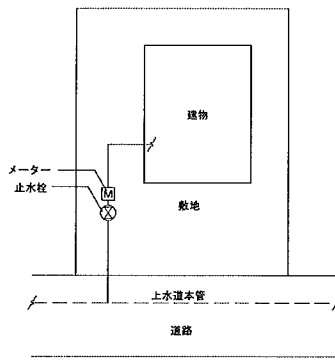
建築設備標準図



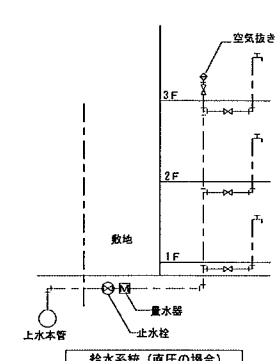
排水接続(合流の場合)



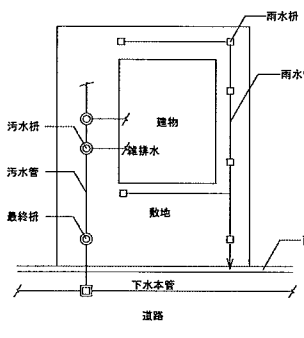
排水接続(分流の場合)



給水接続



給水系統(直圧の場合)



雨水排水接続(雨水側溝放流の場合)

- 排水トラップ**
 - 排水トラップの仕様はJIS認定品による。
- 排水のための配管設備**
 - 排水管の容量(管径)の算定方法は、排水負荷単位法、定常流量法(SHASE-S206)による。
- 腐食防止のために講じた措置**

下記のように、腐食する恐れのある部分及び当該部分の材料に応じて、腐食防止のための措置を行う。

 - ・土中埋設
 - (外面被覆のない銅管) 防水テープ、熱収縮シート又はチューブ等。
 - (油管) 平成2年自治省告示第204号に規定する材料、方法等。
 - ・コンクリート埋設
 - (外面被覆のない銅管、鉛管) 防水テープ等。
 - ・多湿箇所
 - (外面被覆のない銅管) アスファルトプライマー、金属塗装、合成樹脂塗装等。

- 飲料水の配管設備**

下記のように、水栓の開口部に隣した水の逆流防止のための措置をする。

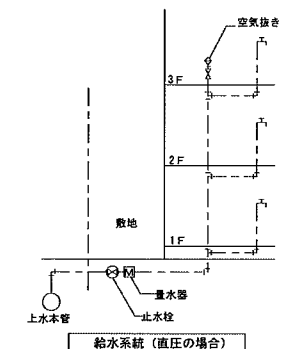
 - ・水栓とあふれ面の吐水空間を確保する。
 - ・逆止弁を設置。
 - ・バキュームブレーカーの設置。
 - ・その他
- 給水管**

下記のように、給水管の凍結による破壊のおそれのある部分に応じて当該部分に講じた防凍のための措置をする。

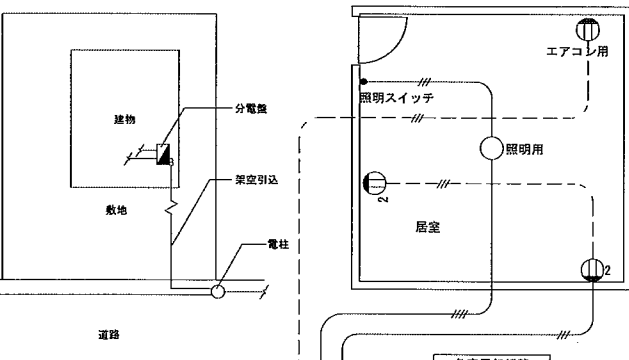
 - ・屋外埋設管は、凍結深度以下へ埋設する。
 - ・敷水立ち上がり配管へ水抜き栓等。
 - ・屋内は凍結防止ヒーター(テープ式) 屋内暖房、水抜き栓等。
 - ・その他

下記のように、ウォーターハンマー防止のための措置をする。

 - ・管径を大きくして流速を小さくする。
 - ・ウォーターハンマー防止器の設置。
 - ・揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁の設置。
 - ・その他



給水系統(直圧の場合)



電力引込

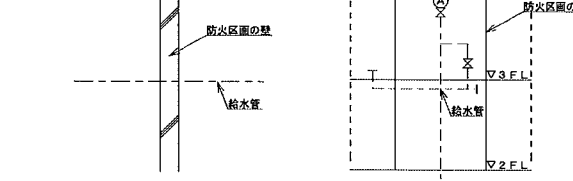
- 非常用照明装置**

各平面図へ明示した照明装置の構造、電球の種類、ソケットの材質、照明器具内の電源の種類は下記の表による。

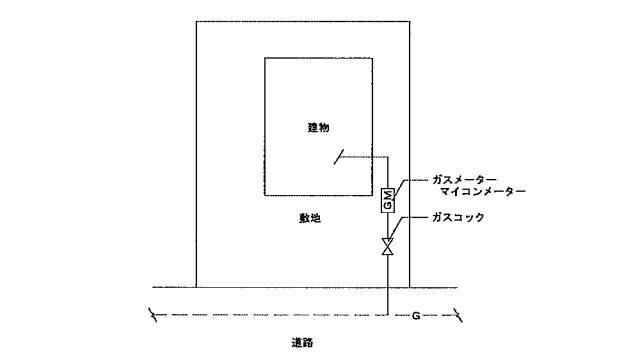
電球の種類	ソケットの材質	照明器具内の電線の種類	備考
自然灯	セラミック	二種ビニール絶縁電線	
蛍光灯	フェノール樹脂	フッ素絶縁電線	

- ・電源内蔵型もしくは電源別置型(予備電源の位置は平面図へ明示)。
- ・床面において11x(蛍光灯は21x)以上の照度を確保する。

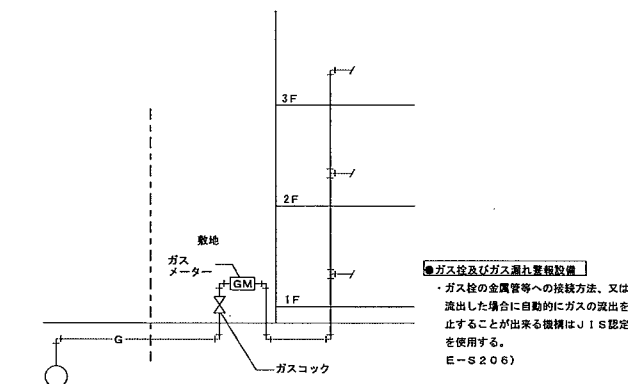
- 防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の構造**



- ・当該貫通の部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で遮る。



ガス引込



ガス系統

- ガス栓及びガス漏れ警報設備**
 - ・ガス栓の金属管等への接続方法、又は過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することが出来る機構はJIS認定品を使用する。(E-S206)